がん保険
Canvas
キャンバス

無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険
無配当 無解約払戻金型診断給付がん保険

契約概要／注意喚起情報

オリックス生命保険株式会社

2026年10月

必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分に分かれています。

契約概要

1.商品のしくみと保障について

商品の特徴としくみ …… 2
保険料払込免除 …… 6
適用する保険料率 …… 7
保障内容に関する注意事項 …… 8

2.契約時に確認いただきたいこと

解約払戻金 …… 12
配当金・満期保険金 …… 12
その他の注意事項 …… 12

注意喚起情報

1.告知に関する重要事項

告知義務 …… 14
正しく告知しなかった場合 …… 15
新たな保険に契約し直す場合 …… 15

2.申込みについて

申込みの撤回等（クーリング・オフ制度） …… 16
保障の開始（責任開始） …… 16

3.契約後について

保険料の払込みが困難になった場合 …… 18
解約と解約払戻金 …… 19

4.保険金・給付金等の請求について

請求の手続き …… 20
お支払いできない場合 …… 21
保険金額・給付金額等の削減 …… 22
生命保険契約者保護機構 …… 22

5.相談等の窓口について

相談窓口・苦情の申出先 …… 23

個人情報の取扱い（抜粋）

24

重要／必ずお読みください

契約概要

■「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■ この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

引受保険会社

名称：オリックス生命保険株式会社
住所：〒100-0004　東京都千代田区大手町2-3-2
　　大手町プレイス イーストタワー
電話番号（お客さま相談窓口）：0120-227-780
ウェブサイト：https://www.orixlife.co.jp/

1 商品のしくみと保障について

がん保険 Canvas キャンバス 治療給付型

商品の特徴としくみ （無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険）

「治療給付がん保険Canvas[キャンバス]」は、がんの治療を受けた月ごとに給付金を受取れる保険です。
死亡時の保障はありません。

・各種特約の付加により、保障を充実させることができます。
・喫煙状況に応じて、「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかが適用されます。

この商品における「がん」とは、約款所定のがん（悪性新生物・上皮内新生物）をいいます。

■契約例

がん月額治療給付金額20万円、がん診断特約100万円、がん先進医療特約（2026）、
がん自由診療特約、がん入院特約10,000円、がん通院治療特約10,000円、
がん罹患後入院一時金特約20万円、女性がん手術・再建術サポート特約20万円付加の場合

主契約

無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険
A がん月額治療給付金 ― 月ごとに 20万円

特約

がん診断特約
1 がん診断一時金 ― 1回につき 100万円

がん先進医療特約(2026)
2 がん先進医療給付金 ― 先進医療にかかる技術料と同額
3 がん先進医療一時金 ― がん先進医療給付金の10%相当額

がん自由診療特約*1
4 がん自由診療給付金 ― 療養にかかる費用と同額
5 がん自由診療一時金 ― がん自由診療給付金の10%相当額

5年 → 5年 → 5年 → 5年 → 5年 → 5年

5年更新（更新限度なし）

一生涯保障

がん入院特約
6 がん入院給付金 ― 1日につき 10,000円

がん通院治療特約
7 がん通院治療給付金 ― 1日につき 10,000円

がん罹患後入院一時金特約
8 がん罹患後入院一時金 ― 1回につき 20万円

女性がん手術・再建術サポート特約*2
9 女性がん手術給付金 ― 月ごとに 20万円
10 女性がん乳房再建術サポート給付金 ― 1回につき 100万円
11 女性がん乳輪・乳頭再建術サポート給付金 ― 1回につき 20万円

一生涯保障

保険期間／保険料払込期間：終身／終身払*3

責任開始時

＊1 保険期間、保険料払込期間は5年です。主契約の保険料払込期間が終身の場合のみがん自由診療特約を付加できます。
＊2 女性のみ付加できます。
＊3 一定期間で払込みが終了する「短期払」も選択できます。「短期払」の場合、がん自由診療特約を付加することはできません。

※契約いただく給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数=月払・半年払・年払、払込経路=口座振替扱・クレジットカード払扱・振込扱）等については、申込書または申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

商品の特徴としくみ （無配当 無解約払戻金型診断給付がん保険）

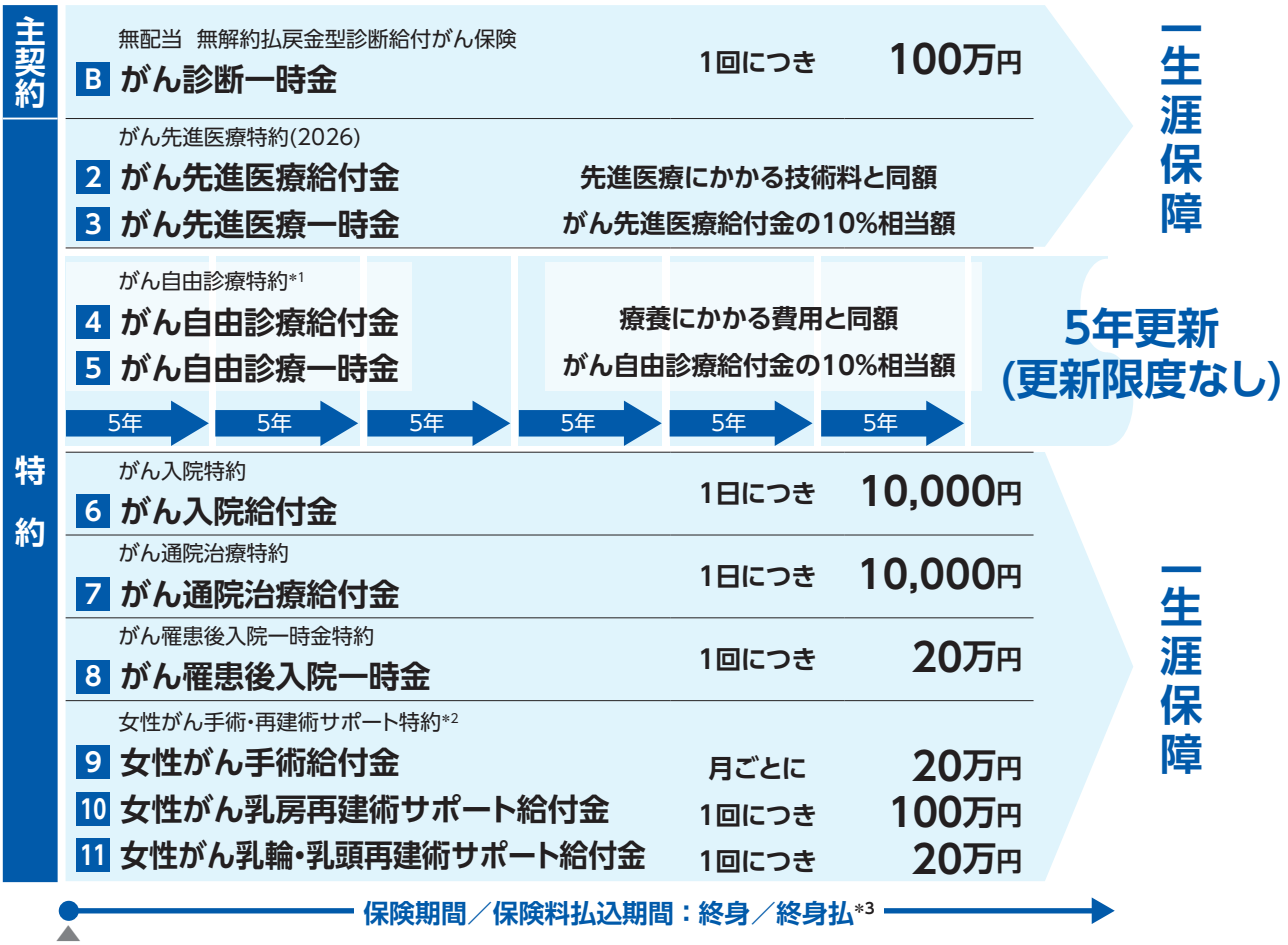
「診断給付がん保険Canvas[キャンバス]」は、がんになった場合にまとまった一時金を受取れる保険です。死亡時の保障はありません。

・各種特約の付加により、保障を充実させることができます。
・喫煙状況に応じて、「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかが適用されます。

この商品における「がん」とは、約款所定のがん（悪性新生物・上皮内新生物）をいいます。

■契約例

がん診断一時金額100万円、がん先進医療特約（2026）、がん自由診療特約、
がん入院特約10,000円、がん通院治療特約10,000円、がん罹患後入院一時金特約20万円、
女性がん手術・再建術サポート特約20万円付加の場合



＊1　保険期間、保険料払込期間は5年です。主契約の保険料払込期間が終身の場合のみがん自由診療特約を付加できます。
＊2　女性のみ付加できます。
＊3　一定期間で払込みが終了する「短期払」も選択できます。「短期払」の場合、がん自由診療特約を付加することはできません。

※契約いただく給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数=月払・半年払・年払、払込経路=口座振替扱・クレジットカード払扱・振込扱）等については、申込書または申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

がん保険Canvas[キャンバス]は２種類あり、２つの正式名称をそれぞれ以下の商品名で記載しています。
【正式名称】無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険　【商品名】治療給付がん保険キャンバス
【正式名称】無配当 無解約払戻金型診断給付がん保険　【商品名】診断給付がん保険キャンバス

■保障内容

	名　称	給付金・一時金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	無配当 無解約払戻金型治療給付がん保険	A がん月額治療給付金	**がんの治療を目的として以下の①から③のいずれかに該当したとき** ①入院をしたとき ②以下のいずれかを伴う通院をしたとき ・約款所定の手術 ・約款所定の放射線治療 ・約款所定の抗がん剤・ホルモン剤治療またはがんゲノムプロファイリング検査[*4] ③約款所定の緩和療養を受けたとき	**支払事由に該当する月ごとに、支払基準日[*5]におけるがん月額治療給付金額**	**支払回数無制限（ただし、1か月に1回を限度）**
	無配当 無解約払戻金型診断給付がん保険	B がん診断一時金	**初回:初めてがんと診断確定されたとき** **2回目以降:直前のがん診断一時金の支払事由に該当した1年経過後に、再発[*6]、転移、新たにがんと診断確定されたとき、またはがん治療を継続し、以下の①から③のいずれかに該当したとき** ①入院をしたとき ②以下のいずれかを伴う通院をしたとき ・約款所定の手術 ・約款所定の放射線治療 ・約款所定の抗がん剤・ホルモン剤治療またはがんゲノムプロファイリング検査[*4] ③約款所定の緩和療養を受けたとき	**がん診断一時金額**	**支払回数無制限（ただし、1年に1回を限度）**

主契約 A B を選択

○：付加できる特約

	名　称	給付金・一時金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度	A 治療給付がん保険キャンバス	B 診断給付がん保険キャンバス
特約	がん診断特約	1 がん診断一時金	**初回:初めてがんと診断確定されたとき** **2回目以降:直前のがん診断一時金の支払事由に該当した1年経過後に、再発[*6]、転移、新たにがんと診断確定されたとき、またはがん治療を継続し、以下の①から③のいずれかに該当したとき** ①入院をしたとき ②以下のいずれかを伴う通院をしたとき ・約款所定の手術 ・約款所定の放射線治療 ・約款所定の抗がん剤・ホルモン剤治療またはがんゲノムプロファイリング検査[*4] ③約款所定の緩和療養を受けたとき	**がん診断一時金額**	**支払回数無制限（ただし、1年に1回を限度）**	○	―
	がん先進医療特約(2026)	2 がん先進医療給付金	**がんを直接の原因として約款所定の先進医療による療養を受けたとき**	**先進医療にかかる技術料と同額**	**通算2,000万円**	○	○
		3 がん先進医療一時金	**がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき**	**がん先進医療給付金の10%相当額**	**1回の療養につき50万円限度**	○	○

＊4　がんゲノムプロファイリング検査に関する給付金・一時金をご請求いただく場合、当社に提出いただく情報は「検査有無および検査実施日」に限定しています。具体的な遺伝情報は入手しません。
＊5　支払基準日とは、支払事由に該当する月において最初に支払事由に該当した日とします。投薬期間が前月から継続している場合には当月初日を支払基準日とします。
＊6　治癒または寛解した後の再発を対象とします。

	名　称	給付金・一時金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度	A 治療給付がん保険キャンバス	B 診断給付がん保険キャンバス
特約	がん自由診療特約	4 がん自由診療給付金	がんの治療を目的として以下のいずれかの療養[*7]で入院または通院をしたとき ①約款所定の患者申出療養または評価療養 ②約款所定の特定病院において行われる自由診療	療養にかかる費用と同額	通算1億円	○	○
		5 がん自由診療一時金	がん自由診療給付金が支払われる療養を受けたとき	がん自由診療給付金の10%相当額	1つの診療計画につき50万円限度	○	○
	がん入院特約	6 がん入院給付金	がんの治療を目的として入院をしたとき	がん入院給付金日額×入院日数	支払日数無制限	○	○
	がん通院治療特約	7 がん通院治療給付金	がんの治療を目的として通院をしたとき	通院1日あたり、がん通院治療給付金日額	がん通院治療給付金支払基準期間[*8](1年)ごとに120日を限度	○	○
	がん罹患後入院一時金特約	8 がん罹患後入院一時金	初回:初めてがんと診断確定された日からその日を含めて91日目以後に、疾病または不慮の事故等で5日以上継続して入院をしたとき 2回目以降:直前のがん罹患後入院一時金が支払われる入院を開始した日からその日を含めて91日目以後に、疾病または不慮の事故等で5日以上継続して入院をしたとき	がん罹患後入院一時金額	通算50回	○	○
	女性がん手術・再建術サポート特約	9 女性がん手術給付金	約款所定の女性がん[*9]の治療を目的として手術[*10]を受けたとき	支払事由に該当した日が属する月ごとに女性がん手術給付金額	支払回数無制限(ただし、1か月に1回を限度)	○	○
		10 女性がん乳房再建術サポート給付金	女性がん手術給付金が支払われた切除手術を受けた乳房について、約款所定の乳房再建術を受けたとき	乳房再建術1回につき、女性がん手術給付金額の5倍	切除手術を受けた乳房について、切除手術1回につき1回を限度[*11]	○	○
		11 女性がん乳輪・乳頭再建術サポート給付金	女性がん手術給付金が支払われた切除手術を受けた乳房について、約款所定の乳輪・乳頭再建術を受けたとき	乳輪・乳頭再建術1回につき、女性がん手術給付金額	切除手術を受けた乳房について、切除手術1回につき1回を限度[*11]	○	○

＊7　以下の療養は除きます。
・先進医療による療養・乳房再建術や乳輪・乳頭再建術等の形成再建手術・自由診療のがんゲノムプロファイリング検査　等

＊8　主契約の契約日（または契約日の1年ごとの応当日）から、その直後に到来する契約日の1年ごとの応当日の前日までとします。

＊9　女性がん手術・再建術サポート特約の保障の対象となる主な「女性がん」はつぎのとおりです。

悪性新生物	乳房の悪性新生物、女性生殖器の悪性新生物　等
上皮内新生物	乳房の上皮内新生物、子宮頸(部)の上皮内新生物、子宮内膜の上皮内新生物、外陰部の上皮内新生物、膣の上皮内新生物、中等度子宮頸(部)異形成、高度子宮頸(部)の異形成　等

＊10 女性がん手術給付金は再建乳房乳頭形成術、動脈（皮）弁および筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後）、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）は除きます。

＊11 乳房再建術または乳輪・乳頭再建術に該当する手術を同時に受けた場合、および同時に両乳房について乳房再建術または乳輪・乳頭再建術に該当する手術を受けた場合、それぞれ個別に手術を行なったものとして、それぞれの給付金をお支払いします。

■自動更新（がん自由診療特約のみ）

- 保険期間が満了する２週間前までに申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、保険期間の満了日の翌日に、同一の保険期間、給付金額等で５年ごとに自動更新します（新たな告知書の提出等の手続きは不要です）。
- 更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。
- 更新期間の限度はありません。

保険料払込免除

- 不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- 「がん保険料払込免除特則」を適用した場合、責任開始時以後、保険料払込期間中に初めてがんと診断確定されたとき*は、将来の保険料の払込みが免除されます。
 *診断確定の根拠となった検査を受けた日を、がんと診断確定された日として取扱います。
- がん自由診療特約を付加し、保険料の払込免除事由に該当した場合、更新後のがん自由診療特約の保険料の払込みも免除されます。

詳細は ご契約のしおり
1.しくみ - 保険料の払込免除
1.しくみ - がん保険料払込免除特則
4. 契約後 - 給付金等をお支払いできない場合

適用する保険料率

- この商品は、契約年齢が20歳以上の場合、ご契約時の被保険者の喫煙状況に応じて、「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」が適用されます。
- 契約年齢が20歳未満の場合、「非喫煙者保険料率」が適用されます。
- 「非喫煙者保険料率」は、「喫煙者保険料率」よりも保険料が割安となる保険料率です。
- 「非喫煙者保険料率」の適用基準は「過去1年以内に喫煙歴*がないこと」です。

 *「喫煙」とは、紙巻たばこ、葉巻、パイプたばこ、刻みたばこ、手巻たばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ、禁煙補助薬（ニコチンパッチ、ニコチンガム）等を使用することをいいます。

※ この商品をお申込みいただく際は、喫煙歴について告知していただきます（20歳未満は除きます）。
※ ご契約後に被保険者の喫煙状況に変化があった場合でも、ご契約時に適用された保険料率は変更できません。
※「がん先進医療特約(2026)」、「がん自由診療特約」については、喫煙歴に関わる保険料率の設定はありません。

【「非喫煙者保険料率」を適用してお申込みいただく際の注意点】（20歳未満は除きます）

- 所定の方法により「喫煙検査」を行う場合があります。後日、対象となる被保険者を無作為に抽出し、郵送等にてご案内いたします。保険契約の成立の条件となりますので、すみやかにご返送ください。
- 「非喫煙者保険料率」を適用するためには、コチニン含有量が所定の範囲内である必要があります。
- ご自身が喫煙をしていなくても受動喫煙(副流煙)等の影響で、所定のコチニン含有量を超えることがあります。その場合でも「非喫煙者保険料率」は適用できませんのでご留意ください。

保障内容に関する注意事項

- 責任開始時前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、保険契約・特約は無効となります。
- 被保険者が死亡した場合、主契約、特約とも保障は消滅します。
- この保険に死亡保険金はありません。ただし、保険料払込期間経過後かつ全ての保険料払込終了後に死亡した場合は、解約払戻金と同額の死亡払戻金を保険契約者にお支払いします。
- 責任開始時から90日以内にがんと診断確定された場合、つぎのいずれかに該当したときは、給付金・一時金のお支払いまたは保険料の払込免除をしません。
 (1) 診断確定されたがんを原因とした症状について、責任開始時前に保険契約者または被保険者が、認識または自覚していたと認められるとき。
 (2) 診断確定されたがんを原因とした症状について、責任開始時前に被保険者が医師の診療を受けていたとき、または健康診断等において異常の指摘を受けていたとき。

 ただし、がんと診断確定された日からその日を含めて1年を経過する日の翌日以後、そのがんを原因として支払事由または免除事由に該当したときは給付金・一時金のお支払いまたは保険料の払込免除をします。

※責任開始時よりも前に自覚症状があり、その症状が診断確定されたがんと医学上重要な関係があると医師が認めた場合、支払対象ならびに保険料の払込免除対象となりません。

<責任開始について>

この保険は従来のがん保険に設定されている保障開始までの待ち期間がありません。そのため責任開始日からすぐに保障が開始します。

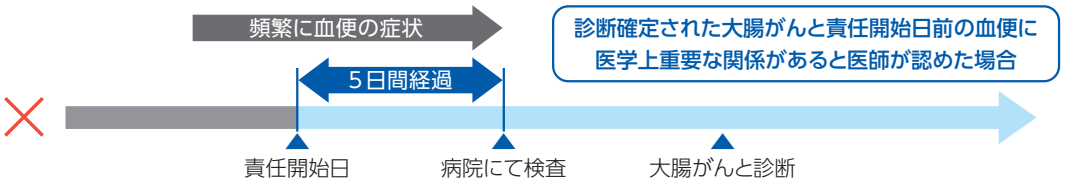


保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といいます。また、責任開始時が属する日を責任開始日といい、この日より保障を開始します。

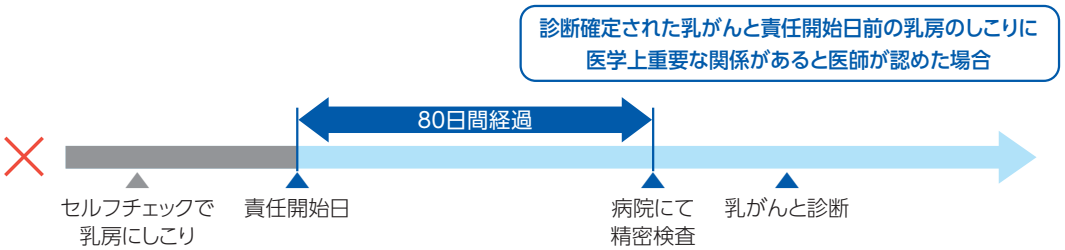
<お支払いできない場合・お支払いできる場合の具体的事例>

お支払いできない場合

①責任開始日前から頻繁に血便の症状があり、責任開始日以後すぐに病院を受診し、責任開始日から5日後に実施した検査で大腸がんと診断された。診断確定された大腸がんと責任開始日前の血便の症状に医学上重要な関係があると医師が認めた場合

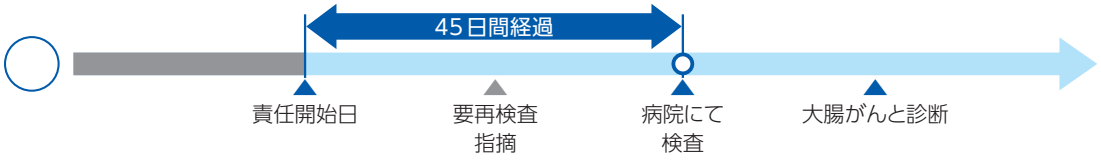


②責任開始日前からセルフチェックで乳房にかなり大きなしこりを見つけていたため、責任開始日から80日後に乳房の精密検査を実施しその後乳がんと診断された。診断確定された乳がんと責任開始日前の乳房のしこりに医学上重要な関係があると医師が認めた場合

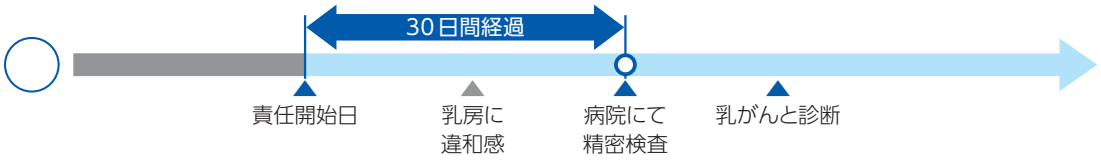


お支払いできる場合

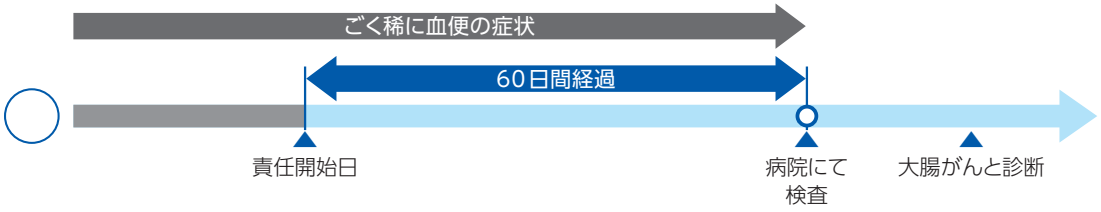
①責任開始日以後、しばらくして人間ドックを受けたところ「要再検査」と指摘された。改めて病院を受診し、責任開始日から45日経過した日に検査したところ、大腸がんと診断された場合（○を診断確定日としてお支払い）



②責任開始日以後、しばらくして乳房にしこりのようなものを感じるようになった。その症状をきっかけに病院を受診し、責任開始日から30日経過した日に乳房の精密検査をしたところ、乳がんと診断された場合（○を診断確定日としてお支払い）



③責任開始日以前からごく稀に血便の症状はあったが、いつもの「痔」の症状だと自分で判断した。その後病院を受診し、責任開始日から60日経過した日に検査したところ、大腸がんと診断された。診断確定された大腸がんと責任開始日前の血便の症状との因果関係を医師が認めなかった場合（○を診断確定日としてお支払い）



診断確定の詳細は 契約概要 がんと診断確定された日

■無配当　無解約払戻金型治療給付がん保険

- 無配当　無解約払戻金型治療給付がん保険の場合、同一の月にがん月額治療給付金の支払事由に2回以上該当したときは、がん月額治療給付金はそのうちのいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複してお支払いしません。

■がん先進医療特約（2026）

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・症状等）および実施する医療機関（施設基準に適合する病院または診療所）が限定されています。
- 医療行為、医療機関および適応症等は、随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療行為、医療機関および適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた日現在において、先進医療に該当しない場合、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。

 ※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
- がん先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1 回の療養とみなします。
- がん先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

■ がん自由診療特約

- 患者申出療養または評価療養に該当する場合、以下の費用はお支払いの対象外となります。
 ・公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用
 ・選定療養にかかる費用（いわゆる差額ベッド代等）
- 特定病院において行われる自由診療に該当する場合、以下の費用はお支払いの対象外となります。
 ・選定療養の特別の療養環境の提供に関する費用に相当する費用
 ・医師に意見を求める行為（いわゆるセカンドオピニオン等）のために要した費用
- がん自由診療一時金について、同一の療養が複数回にわたって継続して行なわれ、その療養について複数の診療計画が作成された場合、1つの診療計画とみなします。
- がん自由診療給付金の療養費用のうち、特定病院において行われる自由診療で未承認薬にかかる費用については、その未承認薬ごとの販売単価の2.5倍を基準とし、その未承認薬ごとの用量に応じて計算した金額を限度として給付金をお支払いします。
- 未承認薬の販売単価は、当社が合理的に参照可能で、必要書類が当社に到達した日における日本国外の市場流通価格がある場合は、その価格によります。
 未承認薬の販売単価が外国通貨建の場合は、必要書類が当社に到達した日（その日が、当社が指標として指定する銀行（三菱UFJ銀行）の休業日の場合は、その直前の三菱UFJ銀行の営業日）における三菱UFJ銀行が公示するTTM（対顧客電信相場仲値）を用いて円に換算します。TTMについて、1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
- がん自由診療給付金の支払額の通算が1億円に達したとき、この特約は消滅します。
 ※更新前後の保険期間を継続した保険期間とみなして支払額を通算します。

<用語の説明>

患者申出療養	公的医療保険制度に基づき、厚生労働大臣が定める患者申出療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて行なわれるものに限ります）をいいます。 ※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
評価療養	将来的に、公的医療保険制度における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行なうことが必要な療養をいいます。 ※最新の情報は厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。
自由診療	特定病院において行われる公的医療保険制度の給付対象とならない療養をいいます。
特定病院	支払事由における特定病院とは、療養を受けた時点で、厚生労働大臣が指定し、もしくは厚生労働大臣による承認を受けた病院、または公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められた施設をいいます。なお、これらと同等と当社が認めた病院または診療所を含みます。 ※最新の情報は厚生労働省または日本臨床腫瘍学会のウェブサイトをご確認ください。

※療養を受けた日現在において、厚生労働大臣が定める患者申出療養でなくなっているものは除きます。
※医療行為、医療機関および適応症等は、随時見直しが行われます。そのため、ご契約時点では「患者申出療養」「評価療養」に該当する医療行為、医療機関および適応症等であっても、その後の見直しにより、療養を受けた日現在において、「患者申出療養」「評価療養」に該当しない場合、お支払いの対象とはなりません。

■ がん入院特約

- 支払事由に該当する入院を同一の日に2回以上した場合には、がん入院給付金は重複してお支払いしません。

■ がん通院治療特約

- 支払事由に該当する通院を同一の日に2回以上した場合には、がん通院治療給付金は重複してお支払いしません。

■ がん罹患後入院一時金特約

- 責任開始時前に生じた病気でも、責任開始時以後に症状が悪化したこと等によって、入院による治療が必要であると医師によって判断されたときは、がん罹患後入院一時金をお支払いします。
- がん罹患後入院一時金の支払回数が通算して50回に達したとき、この特約は消滅します。

■ 女性がん手術・再建術サポート特約

- 同一の月に女性がん手術給付金の支払事由に2回以上該当したときは、女性がん手術給付金はそのうちいずれか1つの支払事由に対してのみ支払い、重複してお支払いしません。

■ がんの診断確定

医師（または歯科医師）によって、病理組織学的所見（生検を含みます）*により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見（生検を含みます）*が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

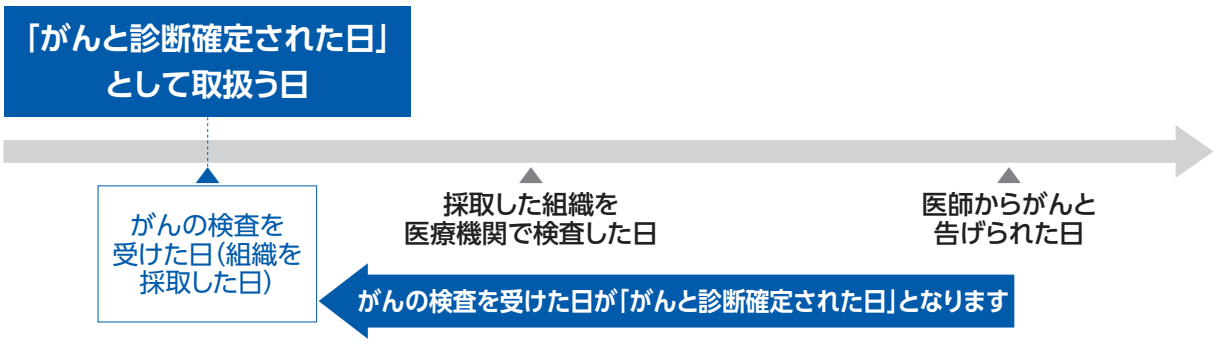
＊ 病変部位の組織を採取し、顕微鏡等で行う検査による所見

■ がんと診断確定された日

この保険では、診断確定の根拠となった検査を受けた日を「がんと診断確定された日」として取扱います。

※がんの診断確定の根拠となった検査を受けた日とは、たとえば、被保険者の組織の採取等を行った日のことをいいます。（採取した組織を医療機関で検査した日等は、がんの診断確定の根拠となった検査を受けた日には該当しません。）

※医師からがんと診断確定された日ではありません（医師からがんと告げられた日でもありません）。



詳細は ご契約のしおり
1.しくみ - 給付金等のお支払い
2. 特約
4. 契約後 - 給付金等をお支払いできない場合

2 契約時に確認いただきたいこと

解約払戻金

■主契約

終身払の場合	【共通】 解約払戻金はありません。
短期払の場合	【無配当　無解約払戻金型治療給付がん保険】 保険料払込期間中は解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後で、かつ、すべての保険料を払込済みの場合には、がん月額治療給付金額と同額の解約払戻金があります。 【無配当　無解約払戻金型診断給付がん保険】 保険料払込期間中は解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後で、かつ、すべての保険料を払込済みの場合には、がん診断一時金額の10%の解約払戻金があります。

■がん診断特約、がん先進医療特約（2026）、がん自由診療特約、がん入院特約、がん通院治療特約、がん罹患後入院一時金特約、女性がん手術・再建術サポート特約

保険期間を通じて解約払戻金はありません。

配当金・満期保険金

この商品に配当金・満期保険金はありません。

その他の注意事項

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。

重要／必ずお読みください

注意喚起情報

■「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意いただきたい重要な事項や不利益となる事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。

■保険契約の内容に関する詳細は「ご契約のしおり／約款」に記載しています。
あわせてご確認ください。

■告知に際して特に注意いただきたい事項を「1 告知に関する重要事項」として抜粋しています。
保険契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、告知書を記入または告知画面に入力いただく被保険者の方も必ずご確認ください。

1 告知に関する重要事項

告知義務

■事実を正確にお知らせください

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。
告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。
オリックス生命（以下「当社」）はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等についておたずねします。
以下の方法により事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ（告知）ください。

- 診査を行わない保険契約の場合には、当社所定の「告知書」に記入、または当社所定の「告知画面」に入力してください。
- 診査を行う保険契約の場合には、当社指定の医師がおたずねする項目について、口頭でお知らせください。

■当社または医師に告知してください

告知受領権（告知を受ける権限）は当社（当社所定の「告知書」または「告知画面」を介して受領）および当社が指定した医師が有しています。当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）・生命保険面接士には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことにはなりません。

■申込内容等について確認させていただく場合があります

保険契約の申込み後または保険金・給付金等の請求および保険料払込免除の請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、申込内容や告知内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

■傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けすることがあります

傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容や加入する保険種類によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります）。
※保険料の割増し等により、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品も取扱っています。

正しく告知しなかった場合

■保険契約の解除や取消しをすることがあります

故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日を含みます）から２年以内であれば、「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

- 保険金・給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。
- 保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
- お支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、支払いまたは払込免除をすることがあります。
※責任開始日から２年経過後でも、支払事由または払込免除事由が２年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「詐欺による取消」を理由として、保険契約または特約を取消すことがあります。
この場合、保険金・給付金等の支払いや保険料の払込免除は行いません。また、既に払込まれた保険料の払戻しや解約払戻金の支払いもありません。
※告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後にも取消しとなることがあります。

新たな保険に契約し直す場合

■不利益となることがあります

- 「現在ご契約の保険契約の解約等」と「新たな保険契約の申込み」の時期が一致しない場合、保障の空白や重複が生じる場合があります。
 例：①解約等の手続きが先行した場合：保障が一時的に途切れる場合があります。
 ②解約等の手続きが遅れた場合：保障および保険料の払込みが一時的に重複する場合があります。
 ※新旧の保険契約ともに当社の場合、保障の空白や重複を防止するお手続方法があります。詳しくはカスタマーサービスセンターまたは募集代理店までお問合わせください（保険契約によってはお取扱いできない場合があります）。
- 新たな保険に契約し直すことで、不利益となることがあります。
 例：・解約払戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる
 ・告知内容により条件が付くまたはお引受けできない
 ・正しく告知しなかったために新たな保険契約が解除または取消しになる
 ・責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合は保険金・給付金等を受取れない
 ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う
 ・保険種類によっては契約当初の一定期間保障がない（例：がん保険は90日の待期間）　等
 ※新たな保険に契約し直す場合も、「1 告知に関する重要事項−正しく告知しなかった場合」が適用されます。
- 現在の保険契約の内容を変更または新たな保険契約・特約を追加する方が、新たな保険に契約し直すよりも有利な場合があります。

2 申込みについて

申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）

■申込みの撤回等をすることができます

申込者または保険契約者は、お申込みの日からその日を含めて15日以内であれば、書面またはオリックス生命のウェブサイトによりお申込みの撤回または保険契約の解除（以下「申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合、払込んでいただいた金額をお返しします。ただし、利息はおつけしません。
なお、以下の場合、申込みの撤回等はできません。

- 契約申込みのために医師の診査を受けた場合
- 保険契約者が団体等で一括式の保険証券を発行する場合
- 営業または事業のために締結する保険契約の場合

詳細は ご契約のしおり 3.契約に際して-申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）
オリックス生命 ウェブサイト https://www.orixlife.co.jp/

保障の開始（責任開始）

■生命保険契約の成立には当社の承諾が必要です

- 生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書（申込画面）および告知書（告知画面）にもとづく当社の承諾が必要です。
 ※当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

申込みから保障の開始までの流れは右ページをご確認ください。

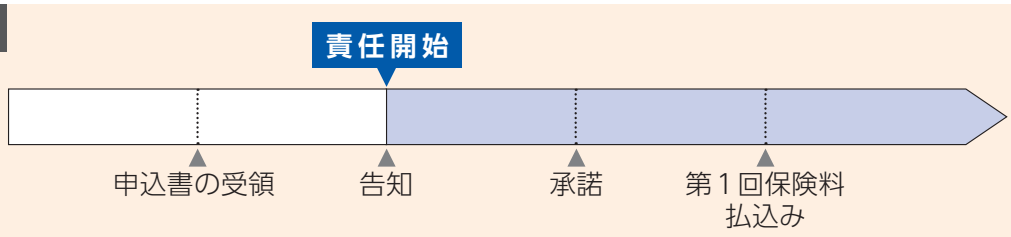
＜「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合＞

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、申込書の受領*または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

＊ 申込書の受領とは、当社または当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）が申込書を受領したときをいいます。

- 当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）所定の情報端末（タブレット等）を利用した申込みの場合は、情報端末で申込みをされたときをいいます。
- 電磁的方法（インターネット）によりご自身で申込みをされた場合は、当社が申込みに関する事項を受信したときをいいます。

例



第１回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりです。
なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は無効となります。

- 払込期間：責任開始日から翌月末日まで
- 払込猶予期間：払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで

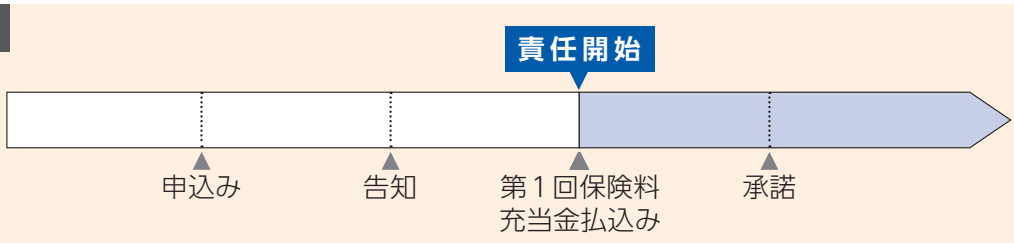
例



＜「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合＞

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、告知または第１回保険料（充当金）の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

例



※クレジットカードで払込みいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第１回保険料（充当金）を払込みいただいたものとします。

保険種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。

詳細は ご契約のしおり | 3.契約に際して - 保障の開始時期（責任開始）

3 契約後について

保険料の払込みが困難になった場合

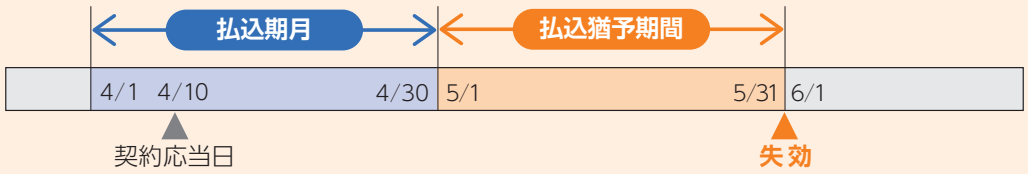
■払込猶予期間内に払込みがない場合、保険契約は失効します

保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に当社へ払込みください。
払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。
なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は効力を失います。
これを「失効」といいます。

<保険契約が月払の場合>

- 払込期月：契約応当日（月ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から末日まで

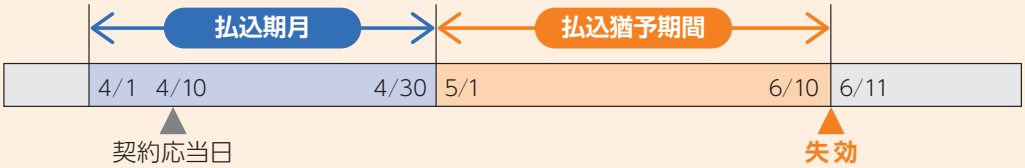
例



<保険契約が半年払・年払の場合>

- 払込期月：契約応当日（半年払の場合は、半年ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

例



■自動振替貸付が利用できます

あらかじめ申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、当社が自動的に保険料を立替えて、保険契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱・特別団体扱の場合、保険料率が変更され、保険料が割増しとなります）。
この場合、当社所定の利率で利息がかかります（複利計算）。

※保険料の自動振替貸付の取扱いがない保険種類もあります。

あわせてご確認ください 契約概要 P12 2.契約時に確認いただきたいこと-その他の注意事項

■契約が失効しても復活を申込むことができます

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります）であれば、保険契約の復活を申込むことができます。
保険契約の復活を当社が承諾した場合には、未払込保険料の払込みおよび告知（保険契約によっては診査）がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

※復活に際しても、「1 告知に関する重要事項−告知義務／正しく告知しなかった場合」に記載の内容が適用されます。

※被保険者の健康状態等によっては復活できない場合があります。

詳細は ご契約のしおり P42 4.契約後-保険契約の復活

解約と解約払戻金

■解約払戻金は多くの場合、あってもごくわずかです

- 払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、特に契約後短期間で解約したときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引下げる保険種類もあります。

詳細は ご契約のしおり 4.契約後-解約と解約払戻金
あわせてご確認ください 契約概要 P12 2.契約時に確認いただきたいこと-解約払戻金

4 保険金・給付金等の請求について

請求の手続き

■支払事由等が生じた場合すみやかにご連絡ください

- お客さまからの請求に応じて、保険金・給付金等をお支払いします。
 支払事由が生じた場合だけではなく、支払いの可能性があると思われる場合や、不明点がある場合もすみやかにご連絡ください。
- 加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがあります。不明点がある場合等にはすみやかにご連絡ください。
- 当社からの手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがあります。
 保険契約者の住所を変更した場合には、必ずご連絡ください。
- 請求手続きについてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト https://www.orixlife.co.jp/

【契約内容に関する手続きやお問合せ】

カスタマーサービスセンター	0120-506-094 受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

【保険金・給付金等に関するお問合せ】

保険金・給付金お問合せ窓口	0120-506-053 受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

■事実関係の確認を行う場合があります

- 保険金・給付金等のご請求の際、ご提出いただいた書類の内容だけではお支払いの判断ができない場合、医療機関やご自宅への訪問による確認をさせていただく場合があります。また受診先の医療機関を確認するために健康保険組合等へ照会を行う場合もあります。

■指定代理請求を利用できます

● 被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または３親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます。

● 指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の
(1) 戸籍上の配偶者、(2) 親または子、(3) 兄弟姉妹 の順位で代理請求を行うことができます。
※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

※指定代理請求特約が付加されている場合。

詳細は ご契約のしおり 4.契約後-指定代理請求特約

お支払いできない場合

■保険金・給付金等をお支払いできない場合があります

つぎのような場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

● 支払事由に該当しない場合
例：責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合 等

● 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合

● 保険契約または特約が重大事由により解除された場合
例：①保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こした場合
②保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等

● 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

● 保険契約の締結・復活・復旧にあたり、保険契約または特約が、詐欺により取消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的により無効となった場合

● 支払いの免責事由に該当した場合
例：①責任開始日から３年以内に被保険者が自殺した場合
②保険契約者、被保険者または受取人の故意・重大な過失による場合 等

詳細は ご契約のしおり 4.契約後-保険金等*をお支払いできない場合

＊保険種類によっては、「保険金等」の名称が、「給付金等」または「年金等」に変わります。

保険金・給付金等をお支払いできない場合についてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト https://www.orixlife.co.jp/

保険金額・給付金額等の削減

■保険金額・給付金額等を削減する場合があります

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

生命保険契約者保護機構

■生命保険契約者保護機構に加入しています

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

5 相談等の窓口について

相談窓口・苦情の申出先

生命保険の手続きや保険契約に関する相談・苦情については、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口

0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00－17:00（土日・祝日・年末年始休み）

当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

生命保険協会 ウェブサイト https://www.seiho.or.jp/

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。

個人情報の取扱い(抜粋)

オリックス生命（以下「当社」）は、お客さまの個人情報については、極めて重要な情報資産として、適法・適正な方法で取得するとともに、以下に従い、適切に利用・管理・保護します。

個人情報の取得

当社は、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で適法・適正な方法によりお客さまの個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。

個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上で行います。

(1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
(2) 保険金・給付金等のお支払い
(3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
(4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
(5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
(6) その他保険に関連・付随する業務

個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を第三者へ提供しません。

(1) お客さまご本人の同意を得ている場合
(2) 法令に基づく場合
(3) 人の生命、身体または財産（法人の財産を含みます）の保護のために必要があり、お客さまご本人の同意を得ることが困難な場合
(4)「個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲において、当社代理店を含む委託先に提供する場合
(5) 個人情報を共同利用する場合
(6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
(7) その他の正当な理由がある場合

再保険における個人情報の取扱い

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。
再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関する業務のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名 ・ 性別 ・ 生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を保険契約者 ・被保険者の同意を得た上で再保険会社に提供することがあります。

情報交換制度等における共同利用

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、次の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を共同利用します。

・契約内容登録制度・契約内容照会制度
・医療保障保険契約内容登録制度
・支払査定時照会制度

外国への移転

お客さまの個人情報は、当社または第三者によって、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で、外国に移転され、取扱われることがあります。移転先の国には、日本において適用されるデータ保護基準とは異なる基準を有している国を含みます。
当社は、お客さまの個人情報が、安全に、かつ本ポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）」を含む法令に準拠して取扱われることを保証するため、適切な契約の締結の他、法令により求められる必要な措置（注）を行います。

(注)個人情報保護法に定める必要な措置とは、①移転先における個人情報の取扱状況およびそれに影響を及ぼしうる移転先の国の制度の有無の定期的な確認 ②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応(適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人情報の提供を停止)をいいます。

機微（センシティブ）情報<要配慮個人情報を含む>の取扱い

医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。
当社は、代理店扱いのご契約に関して、委託先である募集代理店との間で健康状態等の機微情報を含む個人情報を業務上必要な範囲で共有いたします。共有を希望されない場合は、当社窓口（0120-227-780）までお申し出ください。

詳細は ご契約のしおり
5.特に注意していただきたいことがら
-お客さまの個人情報の取扱いについて
-他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

最新の個人情報の取扱いについては、ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト「個人情報の取扱いについて(プライバシー・ポリシー)」 https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/

WEB約款のご案内

オリックス生命は、「ご契約のしおり／約款」をインターネット上で閲覧またはダウンロードいただける「WEB約款」を推奨しています。

「ご契約のしおり」とは？	約款の重要な事項や、ご契約に関する諸手続きなどをわかりやすく記載したものです。 約款とは異なり、より平易な文章と図で解説しています。

WEB約款のメリット

- 冊子のような保管スペースは要りません。
- インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。
- 細かい文字も拡大して閲覧できます。
- 文字検索機能により、ご覧になりたい箇所を素早く見つけられます。

WEB約款の閲覧方法

つぎの方法でインターネット上のWEB約款をご覧いただけます。

STEP 1
右のQRコード
またはURLより、
オリックス生命の
ウェブサイトにアクセス

STEP 2
約款一覧より、
該当する
「ご契約のしおり／約款」
を選択

STEP 3
PDFファイルで
「ご契約のしおり／約款」
を閲覧・ダウンロードが
できます

**オリックス生命
公式ウェブサイトはこちら**

WEB約款 掲載ページ
https://www.orixlife.co.jp
/customer/webclause/

「ご契約のしおり／約款」の冊子をご希望の場合

冊子の「ご契約のしおり／約款」もご用意しています。冊子をご希望の場合は、申込書の所定の欄にチェックいただくか、オリックス生命 カスタマーサービスセンターまでお申し出ください。ご契約後にお申し出いただくことも可能です。

カスタマーサービスセンター　0120-506-094
受付時間　月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）
10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり／約款」を必ずご確認ください。

- 保険契約の申込み承諾後、保険証券を発行します。
 表示の内容がお申込みの内容と相違していないか、ご確認ください。
- この冊子の記載は、2026年10月現在のものです。
 各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

カスタマーサービスセンター

0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金お問合せ窓口

0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00－18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

お問合せは

ORIX
オリックス生命保険株式会社
〒100-0004　東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー
TEL 03-3517-4300
https://www.orixlife.co.jp/

疾病・医療保険

ORIX2026-A-044 100040 202607-DNP-90